

障がい等により投票所へ行くことが困難な方へ

郵便等による投票制度なら 自宅などで投票ができます

障がい等により投票所へ行くことができない方が、
ご自宅などで投票ができる制度です。

対象者は？

次のいずれかに該当する方が対象です。

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、下表の障がいの程度に該当する方
※総合等級ではなく、各障がい名の等級です。

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	△
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
免疫・肝臓の障がい	○	○	○

- 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「**要介護5**」の方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、上記と同じ程度の障がいに該当する方
※詳しくはお問い合わせください。

手続きは？

- ① 申請書類を送付しますので、下記連絡先までお問い合わせください。
- ② 申請書類に記入し、佐世保市選挙管理委員会に提出してください。

【提出するもの】

- 郵便等投票証明書交付申請書
- 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証のいずれか1つ（こちらは内容を確認した後にお返しします）

※手続きや投票の流れは**裏面**をご覧ください。

また、字を書くことが困難な方は**代理記載の制度**があります。



お問い合わせ

佐世保市選挙管理委員会事務局

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

TEL (0956) 24-1111 (内線 3141 ~ 3145)

手続きの流れ



選挙人(申請者)

- ・申請書(署名必要)
- ・身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
又は介護保険被保険者証

① 証明書の交付を申請します

② 郵便等により送付します

- ・郵便等投票証明書



選挙管理委員会

投票の流れ



選挙人(申請者)

- ・請求書(署名必要)
- ・郵便等投票証明書

① 投票用紙等を請求します

② 投票用紙等を郵便等によりお送りします

③ 投票用紙に記入し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します。(代筆不可)

④ 投票用紙等を郵便等にて送付します(持参不可)



選挙管理委員会

代理記載制度

障がいのある方で、**文字を書くことが困難な方**は代理記載の制度があります。対象者は**郵便等による不在者投票ができる方(表面の対象者)**で、下記のいずれかに該当する方です。

●身体障害者手帳をお持ちの方

上肢又は視覚の障がいの程度が**1級**(※総合等級ではなく、各障がい名の等級です。)

●戦傷病者手帳をお持ちの方

上肢又は視覚の障がいの程度が**特別項症から第2項症まで**

※申請書類を送付しますので、お問い合わせください。